

川崎市子どもの権利ノート事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市子どもの権利ノートの事務取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者及び法第42条第1項各号に規定する障害児入所施設をいう。
- (2) 里親等 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び法第6条の4に規定する里親をいう。
- (3) 子ども 法第27条第1項第3号及び法第33条の6の規定により施設等に入所する児童又は里親等に委託される児童をいう。
- (4) 権利ノート 施設等に入所した子ども、里親等に委託された子どもに対し、自己の権利擁護等について伝えるために本市が作成する冊子である川崎市子どもの権利ノートをいう。
- (5) 児童相談所長 川崎市児童相談所条例（昭和46年川崎市条例第70号）第2条に規定する児童相談所の長をいう。
- (6) 関係児童相談所長 権利ノートに関し権利擁護の対象となる子どもの支援等に関する事務を所管する児童相談所長をいう。
- (7) 人権オンブズパーソン 川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号。以下「条例」という。）第1条に規定する川崎市人権オンブズパーソンをいう。

(権利ノートの作成等)

第3条 権利ノートには、子どもが人権オンブズパーソンへ直接相談等を行うために必要な情報を記載するとともに、権利ノートに綴じる人権オンブズパーソン宛ての手紙（以下「手紙」という。）を作成するものとする。

(権利ノート及び手紙の配布)

第4条 児童相談所長は、子どもが施設等に入所する際又は里親等に委託される際には権利ノート及び手紙（以下「権利ノート等」という。）を配布するとともに、その内容を子ども本人又はその保護者に説明しなければならない。

2 児童相談所長は、前項に規定する説明を行う際には、子ども本人の年齢や理解力等に配

慮した説明を行うものとする。

- 3 児童相談所長は、施設等に入所又は委託されている子どもに必要な応じて追加で権利ノート等を配布することができるものとする。

(子どもへの周知等)

第5条 児童相談所長は、権利ノート等の所持状況を定期的に確認するとともに、その内容を子ども本人に説明し、適切な活用について周知しなければならない。

- 2 児童相談所長は、前項に規定する説明を行う際には、子ども本人の年齢や理解力等に配慮した説明を行うものとする。

(施設長等への周知)

第6条 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当課長（以下「児童福祉担当課長」という。）は、施設等又は里親等の住居で権利ノート等が適切に活用されるよう施設長及び里親等に対し、必要な周知等を行うものとする。

- 2 前項について、法第42条第1項各号に規定する障害児入所施設の施設長については、健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長（以下「障害者施設指導課長」という。）が必要な周知等を行うものとする。

(児童相談所長への相談等)

第7条 児童相談所長は、子どもやその保護者から権利ノート等に係る相談を受けた場合は、速やかに相談への対応や事実関係の確認など必要な対応を行うこととする。

(手紙への対応)

第8条 人権オンブズパーソンは、手紙を受理した場合には、別表に掲げる各機関の長宛て受理通知書(第1号様式)により通知するものとする。

- 2 人権オンブズパーソンは、次項に定める協議に先立ち、手紙の内容に係る事実確認のために必要な調査を行うことができる。
- 3 人権オンブズパーソン及び受理通知書の送付を受けた各機関の長は、受理通知書に係る事案について、速やかに協議を行い、子どもの権利を守るために必要な対応を行うものとする。ただし、人権オンブズパーソンが、手紙の内容について条例第2条に規定する人権オンブズパーソンの管轄に該当しないと判断した場合は、当該協議について省略できるものとする。
- 4 前項の協議にあたり、協議を行う者の総意がある場合、人権オンブズパーソンが、権利ノートに係る各機関の長に対し、オブザーバーとして当該協議への参加を依頼することができるものとする。

(人権オンブズパーソンによる救済)

第9条 人権オンブズパーソンは、手紙の内容が条例第2条に規定する人権オンブズパーソンの管轄に該当すると判断した場合は、条例第13条第1以降の救済の申立てがあったものとみなすことができるものとする。

(事務)

第10条 権利ノートに関する事務は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室児福祉担当において処理することとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市民オンブズマン事務局長、健康福祉局長と協議の上、こども未来局長が別に定める。

附 則 (28川ここ福第833号局長専決)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市子どもの権利ノート事務取扱要綱(18川健こ第1554号局長専決)及び川崎市子どもの権利ノート相談事務取扱要綱(18川健こ第1554号局長専決)は、廃止する。

附 則 (29ここ福第512号部長専決)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (6川こ児第8233号局長専決)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 第8条関係

手紙の送付人が入所する施設	受理通知書送付先	協議を行う者
児童養護施設 乳児院 児童自立支援施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 里親等	関係児童相談所長 児童福祉担当課長	人権オンブズパーソン 関係児童相談所長 児童福祉担当課長
障害児入所施設	関係児童相談所長 障害者施設指導課長	人権オンブズパーソン 関係児童相談所長 障害者施設指導課長